

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 2025 年度第 1 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2025 年 6 月 6 日（金）14 時 30 分～16 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数  
総数 20 名、定足数 11 名
4. 出席理事数 15 名  
(会議室出席 15 名) 矢島鉄也、中村 靖、関口洋一、青山 充、阿南 久、泉  
澤勝弘、板波英一郎、岩越 剛、蟹口昭宏、下川義之、鈴木知美、  
西村栄作、原 英郎、福山勝実、森 伸夫  
(欠 席) 鈴木信二、平野宏一、小杉哲平、多屋馨子、矢頭 徹  
(会議室出席監事) 斉藤 孝、西本恭彦
5. 議 案  
決議事項  
第 1 号議案 定時評議員会開催に関する件
  - ・ 2024 年度事業報告（案）に関する件
  - ・ 2024 年度収支決算（案）に関する件
  - ・ 監事監査報告第 2 号議案 就業規則の改正について  
報 告 1. 業務執行状況報告  
2. 非常勤理事に対する報酬支給
6. 会議の概要  
(1) 定足数の確認等  
事務局長から出席者 15 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。  
(2) 議案の審議状況及び議決結果等  
定款第 45 条の規定に基づき矢島理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である矢島理事長及び出席した斉藤監事と西本監事とし議案の審議に移った。

### ○決議事項

- 第 1 号議案 定時評議員会開催に関する件

事務局長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2025年度定時評議員会を2025年6月24日（火）14時30分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会3階会議室で、2024年度事業報告（案）に関する件、2024年度収支決算（案）に関する件、監事監査報告について審議することとなっているが、その中で、事業報告（案）及び収支決算（案）については、定款第10条により、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の決議を経て定時評議員会に提出することとなっているのでそれについて審議をお願いしたいとのことだった。

- ・2024年度事業報告（案）に関する件
- ・2024年度収支決算（案）に関する件

まず始めに総務部長より、紅麹関連製品事案を受けて当協会の対応の説明があった。対応として、消費者庁の「機能性表示食品を巡る検討会」において、以下の3点の情報提供と提言を行った。

1. 健康被害の情報提供については事業者が判断できるようなガイドラインが必要である。
2. GMP製造管理については、製品でのGMPに加えて原材料製造もGMPによる管理を推奨すべきである。
3. 原材料の安全性を確保するために事業者による自主点検が推奨されているが、何らかルール作りが必要である。

また、機能性表示食品制度の改正がスタートした9月以降は、健康食品業界の信頼回復と発展に向けた協会の考え方と取組み、今後の方針について年末まで連続シリーズで会員企業向けメールマガジンを発信した。

引き続き、2024年度事業報告（案）に関する件について、既にご送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

## 公益事業

### 公1 健康補助食品基準設定・認定事業

#### 1. 健康食品部関係

近年、GMP製品、JHFA製品の海外展開が増えており、日本の健康食品に対する海外ニーズが高まっていることから、農林水産省補助事業「加工食品クラスター輸出緊急対策」を活用し、認定健康食品の輸出促進を目的とした会員事業者のクラスターによる活動を開始しており、2025年度も継続実施をして行く。

JHFA マークに関する事業については、JHFA マーク認定登録数は新規が 6 件、その内 1 件は個別審査型 JHFA、総数が 130 件で個別審査型 JHFA は 8 件となっている。普及啓発として協会ホームページの JHFA 製品コーナーで掲載製品の紹介、展示会出展、事業者向けセミナーを実施した。

GMP 製造所認定に関する事業については、2024 年度は、新規の GMP 認定工場は 10 件で、総数 182 件となっている。認定工場のレベル向上を目的とした「GMP 教育セミナー」には 524 名の参加があった。また、新規取得促進を目的とした「GMP 導入勉強会」を 4 回開催し 41 名の参加があった。また、GMP 製品マークの表示承認の取得増を目指して、関係団体への働きかけや GMP 認定工場への個別アプローチを行い、新規が 21 件、総数が 113 件となり、徐々に増加しつつある。工場認定事業の英文証明書発行及びコンサルタント事業については、英文証明書の発行は 140 件で、部数は 160 件、コンサルタント事業の実地は 10 件、協会内での実施が 8 件で合計 18 件に対応した。「健康補助食品 GMP ガイドライン」の改訂については、2025 年版の改訂検討作業を行った。調査員会議等については、主任調査員会議は 7 回開催、調査員会議は 2 回開催した。GMP を考える会は 13 社の参加で活動し、海外展開とフードロステーマとして議論を進めた。海外展開では、日健栄協の「健康食品 GMP」と他の認証等（cGMP、FSSC22000 等）との要求事項の比較を行い、比較一覧表を作成した。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、安全性自主点検登録数は、原材料は 51 件、製品は 8 件、このうち新規登録数は 1 件で、更新は 9 件となっている。「安全性自主点検認証登録の手引書」は改正作業を実施中である。新認証制度の検討については紅麹関連製品事案の影響により、内部では検討したが、表立った活動はできなかった。

## 2. 学術情報部関係

健康食品相談業務の実施は週 2 回実施し、2024 年度は 126 件の相談に応じた。相談内容の内訳として一番多かったのは、安全性（飲み合わせ、副作用）、その次は健康食品利用に係る体調不良についてであった。「健康食品相談室」のホームページを充実させ、また、相談内容の活用促進については、関係省庁等への情報提供の必要性があるものはなかったが、相談者へのフォローアップとか苦情のあった事業者に対し適切な対応を求めたことがあった。

## 公 2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

### 1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援については、事業者に対する申請の支援として

2024年度は、相談が29件で、内容としては再許可申請と変更届に関するものが多かった。また、相談と申請書チェックをセットにした申請支援は3件で、その内2件は疾病リスク低減表示の申請だった。疾病リスク低減表示の申請支援のキャンペーンについては、EU方式の2段階表示での申請支援キャンペーンを実施し、5件の応募に対応した。また、特定保健用食品（再許可等）申請の手引書を発行した。特定保健用食品講習会は、2月28日に開催し、80名の参加があった。内容は、技術部会の活動報告、消費者庁と当協会との講演を行なった。術部会活動の推進については、3つの技術部会があり、WG1のA班は疾病リスク低減表示の拡大・拡充の可能性について検討、B班はトクホの魅力拡大を目的に制度のあり方等について検討、WG2は「特定保健用食品（再許可等）申請の手引書」の作成、それからWG3は、保健指導時にトクホの利用を提案するための教材の開発等、幅広い普及活動を展開した。普及啓発活動については、特定保健用食品[トクホ]ごあんない2024年版の作成と活用、日本栄養改善学会、日本衛生学会への参加や地元新宿区での講演活動を行った。

## 2. 栄養食品部関係

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、日本流動食協会、日本メディカルニュートリション協議会と協力し実施している。2024年度は消費者庁の今川室長を講師に迎え「特別用途食品・食品表示の最新トピックに関する研修会」を開催した。特活研の分科会活動は、広告分科会、個別評価型病者用食品分科会、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会の4つに分かれ活動している。また、連携事業として、特別用途食品の申請マニュアルの内容について検討した。特別用途食品の申請支援については、2024年度は申請相談5件、申請書チェック2件の依頼に対応した。

## 3. 機能性食品部関係

機能性表示食品に関する支援事業については、紅麹関連製品事案を始め、様々な制度の見直しにより当協会の事業にも影響があった。2025年4月から研究レビューの手法であるPRISMA2020の準拠への対応を協会として準備していたが、「届出資料事前点検」の運用が廃止されたため、2023年度より大幅に減少した。

機能性表示食品の届出・広告相談事業については、2024年度は、会員が76件、一般が7件の相談があった。機能性表示食品の届出資料の事前点検事業については、消費者庁の事前点検の適切団体認定が廃止され

たため、2024年度の実績は2件と大幅に減少した。広告部会・広告審査会の運営については、「機能性表示食品広告セミナー」の開催、広告審査会も1回実施した。届出後の分析実施状況公開サイトの運用については、2024年度は、公開事業者数29社、224製品のデータを公開した。機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施については、地方自治体と連携して、2024年度は9件実施した。会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及・啓発については、機能性表示食品届出資料作成の手引書は2024年4月に電子版を発刊したが、改定した手引書を用いたセミナーの開催は大幅な制度改正により見送った。PRISMA2020特別勉強会は、実務者編を5回行った。機能性表示食品制度に関する情報の提供は、講演依頼を受けセミナーを11回行った。また、ベトナム・台湾・中国の行政官や業界団体等と意見交換を行い、消費者庁との情報交換会に参加した。

#### 4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業については、2024年度は1報の掲載を行った。

### 公3 食品保健指導士養成事業

#### 研修企画部関係

食品保健指導士養成講習会について、2024年度はオンデマンド配信により2回開催し、受講者は13名であった。また、受講修了者に対し修了評価認定試験を実施した。食品保健指導士フォローアップ事業として、食品保健指導士の継続学習のための講習会等を日本食品保健指導士会に委託しオンラインで5回実施した。

### 公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

#### 特定保健用食品公正取引協議会関係

公正取引協議会の運営については、通常総会と運営委員会を2回開催した。公正競争規約及び施行規則等の運用については、広告審査会を1回、広告研究会は7回開催し、審査会の事前準備として広告募集範囲とその収集方法とか、特に動画広告に関する様々な課題の絞り込み、収集広告の整理確認のための分担作業、審査会に向けての各広告に対する事前判定の検討及び資料作成のための予備審査会の開催、審査結果報告のフォローアップ等を行った。特保公正マークの審査、承認については、特保公正マーク承認は累計75件でその内、2024年度は26件承認があった。普及、啓発、広報活動については、研修会を1回開催、指導、相談事業については、「特定保健用食品に関する

る「質疑応答集」問 52 に関する解説書を作成し、特定保健用食品の広告等の表示に関する相談は 12 件あった。関係官公庁との連携活動については、消費者庁を 2 回訪問し意見交換を行った。会員数は 2025 年 3 月末日現在で 36 社 1 団体である。

## 共通事業

### 1. 健康食品部関係

「健康食品いろいろ相談室」の運営については、2024 年度の相談件数は 61 件で面談を 9 件行なっている。相談内容は、機能性表示食品、製造管理、安全性など幅広い分野となっている。

### 2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、メールマガジン形態での会員への情報発信を月 2 回行っている。

### 3. 渉外広報室関係

会員への情報提供 については、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載、普及・啓発活動については、展示会への出展活動、報道への対応については、プレスリリースと業界紙等からの取材に対応した。講演講師派遣については、2024年度は25件に対応した。

### 4. 研修企画部関係

研修事業については、健康食品業界新人向けセミナーをオンデマンドで2回配信した。分野別に特化した新人向け基礎講座はそれぞれテーマ別に開催をした。中堅向け実務講座の開催については、アドバンスセミナーを開催した。また、特別セミナーを開催、内容については、紅麹関連製品事案に関する当協会の対応と考え方について矢島理事長が講演し、機能性表示食品を巡る検討会座長中川丈久氏が機能性表示食品制度はどう変わったかについて講演した。企業向パッケージ型セミナーについては、3社に実施した。会員獲得、会員の維持を目指した「トップセミナー」を開催し、消費者庁の新井ゆたか長官、元TBSアナウンサーの生島ヒロシ氏、当協会の矢島理事長が講演を行った。

### 5. 九州支部関係

九州支部研修会・セミナーの開催については、九州支部セミナーを3回

開催した。また、普及啓発・広報・連携活動を実施した。

## 収益事業

### 収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

#### 総務部関係

4団体に対して事務室区画の賃貸事業を行った。

### 収2 受託事業

#### 1. 総務部関係

事務代行受託事業として関係2団体の事務代行を行った。

#### 2. 栄養食品部関係

日本流動食協会からの受託事業を行った。また、フレイル予防産業の構築への参画については、社福協が中心となって取り組んでいるが当協会は食品表示の専門家として協力した。2025年度も継続して協力する予定である。

#### 3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の研究レビュー作成事業については、2024年度は1件だった。

## 法人会計

### 総務部関係

法人組織の運營業務については、評議員会の開催が2回で、定時評議員会では理事、監事の改選を行った。理事会の開催は3回で通常理事会のほか、理事改選による臨時理事会を行った。また、2023年度監事監査の実施、役員候補選出委員会の開催、業務執行理事会を理事会に合わせて開催した。会員、関連団体に関する事業については、2024年度協会表彰をトップセミナー開催日に行った。2024年度の会員数は2025年3月末日で635社、入会25社、退会35社であった。公益財団法人の運営については、内閣府への定期報告及び財務状況、事業内容をホームページに公開した。会計・人事・庶務については、各種委員会委員委嘱、出向職員は3名、実務研修生受を7名受入れている。九州支部の運営支援については九州支部総会の開催、運営委員会の開催をした。

引き続き、2024年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年度対比 23 万円余の減となった。主な増減は、「受取入金」が 2023 年度の入会 17 社に対して、2024 年度は 24 社であったことにより増加となっている。また、「受取会費」は入会数より退会数が多かったことによるものである。「JHFA マーク許可事業収益」は許可数の減少により減となっている。「GMP 工場認定事業収益」は 926 万円余の増となっているが、この中にはインボイス制度への対応として GMP 実地調査の際の調査員の旅費の取扱いを変更し、実地調査の際の調査員の旅費は、事業主が実費負担することになり、一旦協会が立て替えて支払い申請者から入金があった際に立替金を戻していたが、インボイス制度施行に伴い申請者側にインボイスを発行する必要があることから取扱いを変えた。そのことによる増加が 500 万円ほど含まれている。従って実際の増加は約 400 万円で、これは認定数が増えていることによるものである。「安全性自主点検認証事業収益」は更新数の減少により減となっている。「機能性表示食品届出支援手数料収益」は主に届出資料事前点検の減少により減となっている。「指導士養成事業収益」は受講者の減少により減となっている。「講習会・セミナー事業収益」は機能性表示食品関連の PRISMA2020 特別勉強会の参加費収入の減少により減となっている。「出版物収益」は主に GMP 関連および機能性関連の出版物の販売増により増加となっている。また、農水補助事業を行ったことにより「受取国庫補助金」が発生している。「雑収益」は学会への出展等にかかる経費を会員企業と協会とで折半した際の企業からの分担金が収入として計上されたことから増となっている。

経常費用については、前年度対比 1,206 万円余の増となった。主な増減は、「役員報酬」、「給与手当」、「臨時雇賃金」と管理費を合わせて増加となったが、これは主に、雇用形態の変更によるものである。また、給与等の増加に伴い、退職給付費用、法定福利費が増加している。「旅費交通費」は、先ほど GMP 工場認定事業収益の増加について説明したが、実地調査の際の調査員の旅費をインボイス制度施行に伴い立替金処理ではなく費用として計上することに会計処理を変更したため増となっている。「修繕費」は、受水槽やトイレの修理を行った費用が発生した。「印刷製本費」は、前年度に比べ GMP 関連、機能性関連の出版物等の作成が少なかったことと、節約によりコピーを減らしたことによりカウンター料が減少し減となっている。「諸謝金」は、公 4 事業の特保公取協会長への謝金が減少した一方、GMP 関連の謝金が認定数の増加などに伴い増加、また農水補助事業関連で謝金が発生したことにより増となっている。「会場費」は、日本栄養改善学会の出展料等により増となっている。管理費については人件費関係について、先ほど説明した通りでそれ以外については前年度通りの執行となっている。

以上の結果、当期経常増減額は、1,785万円余の減となり、経常外増減は、2024年度は特になかった。収益事業については、法人税、住民税及び事業税が29万円余計上され、その結果、当期一般正味財産増減額は1,815万円余の減となった。一般正味財産期首残高が4億5,717万11円だったので、一般正味財産期末残高は4億3,901万488円となり指定正味財産1億円を合わせると、2024年度の正味財産期末残高は5億3,901万488円となった。公1事業、公2事業、公3事業、公4事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。経常費用計は合計が2億3,250万7,705円、公益目的事業会計の小計が2億603万5,940円となり、公益目的事業比率は50%を超えなければならないが、88.6%とこれを大きく超えている。また、2億603万5,940円が遊休財産額の上限額となるが、当年度末の遊休財産額は1億1,165万円余で、その適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

2024年度は赤字会計となったが、2025年度は、理事長以下職員一同、公益事業を行うために必要な収益の確保に一層努力してまいりたいと考えている。

#### ・ 監事監査報告

続いて2024年度の監事監査として、去る5月26日（月）に、斉藤監事と西本監事の2名が定款第33条第2項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、斉藤監事よりなされた。

説明の後、議長が本報告について、意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案どおり出席の理事全員一致で了承され、2024年度事業報告（案）に関する件及び2024年度収支決算（案）に関する件、並びに監事監査報告は定時評議員会に諮ることとされた。

#### 第2号議案 就業規則の改正について

総務部長より本議案について資料に基づき説明があった。説明によると、職員

のフレックス勤務を導入するため、職員就業規則を改正したいというものである。改正内容は、職員就業規則 第 2 章 勤務の中の 第 2 節 勤務時間、休憩及び休日の第 11 条(始業時刻及び終業時刻) に、新たに第 3 項として、第 1 項の規定については、職員の通勤等の都合により、理事長が認めた場合は、始業時刻及び終業時刻を午前 8 時から午後 6 時の範囲内で変更することができる。と追加し改正するというものである。

(別添資料: 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 職員就業規則 (改正案))

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案どおり会場に出席理事全員一致で了承された。

#### 業務執行状況報告

各業務執行理事より報告があった。

副理事長: 私が業務執行で担当しているのは、会員向けのサービスについてであるが、事業報告からもわかるように、協会は会員向けサービスを細かく実施している。メールマガジン等の配信もサービスの充実した情報を提供していると思う。しかしながら、様々なサービスツールの提供をしてはいるのだが、会員企業のキーパーソンの人達、もしくはそれを必要としている部門へ細かく情報が届いていないのではないか。そういう意味で、今後、改めて事務局としてどうすれば情報が届くように出来るか研究をしてもらいたい。それと合わせて、本日出席の理事の方々にもその点に関して何かご意見等があったら、ぜひ、事務局に伝えていただきたい。よろしく願いいたしたい。

副理事長: 私は、協会の基礎を強化するために会員を増やす業務を行っている。事業報告書の資料偏に入会・退会会員一覧が添付されているが、それを見てもらうと、2024 年度は入会が 25 社、退会 35 社となっている。本日、理事会前に行われた業務執行理事会で、入会する会社、退会する会社のそれぞれの理由を確認したが、退会の場合は、会社としてその部門の事業を辞めてしまうとか、会社の構造が変わったという事情で、協会のサービスが悪いから辞めるということではなかった。また、入会については、協会に入会すると、今話題になっている GMP についていろいろな情報を得られるからという事が大きかった。前回の理事会で 2025 年度の事業方針に GMP の件化等が協会の重要な事業となるという事業計画であったので、事務局には是非頑張ってもらいたいという事と、本日ここに参集の理事の方々からもその点について発信して協力してらえるとありがたいと思う。

常務理事： 私からは、まず報告になるが、経口補水液について、現在、経口補水液は特別用途食品として許可されているが、数年前から許可を取っていないのに、あたかも取っているような経口補水液の表現をして販売をされているものがある。それを消費者が誤解するといけないので、該当するものについて、業界団体、それから消費者庁からも許可を取るようというところでいろいろ努めてきた経緯があるが、ある程度整ってきたので、適切な運用ができるように6月から諸般の通知が出されている。内容は、脱水症状でないのに経口補水液を過剰摂取すると塩分のオーバードーズになってしまう、その点を防ぐ観点から販売店において消費者が医療関係者へ相談指導を得られるような体制を構築することが望ましいというものだ。ただ、この解釈について SNS 上で、もう薬局では経口補水液が買えないというような情報が出てしまい、本当に必要な人が安定的に買える状態を妨げるような誤解を招いてはいけないので、当協会の「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の会員の方々と相談して Q&A を作成し理事長名で消費者庁に提出をした。内容を理解していただければそれを消費者庁から関係業者、関係事業者に渡していただけるよう作業を進めている。最終的に症例の中の表現についていろいろ検討してもらわなければならないことがあると思うが、当面の取り扱いとしてこのようにしてはどうかということを進めている。

次は、お願いになる。先ほど収支決算で報告したが、2024 年度赤字になった主な理由として、従来から協会での主な収入源としてきたのは JHFA という健康食品の認定制度とそれに関わるものだったが、機能性表示食品の制度が出来て、JHFA の認定制度に魅力を感じないという事業者出てきて、それから申請数が少しずつ減少している。それに加えて機能性表示食品の事前点検の 30 日ルールが廃止された事により、事前点検数が大幅に減少したということが大きい。これを改善するため収益が上げるように理事長以下、職員がいろいろ考えて事業を実施してはいるが、理事の方々にもお願いをしたい点がある。それは、協会の GMP 認証制度の製品マーク事業についてで、これは、GMP 認定工場で製造された製品で個別に審査された製品については GMP 製品マークを付けることが出来る制度である。製品にこのマークをつけると消費者に GMP 認定工場で製造された製品だということが分かってもらえる。この制度を普及させて、協会の収益を上げていきたいと考えてるので、理事の方々に是非関係するところがあったら紹介をしていただきたい。

次は、食品保健指導士養成講習会についてで、現在この講習会をオンデマンド配信で実施しているが、受講件数数が年々減少して来ている。食品保健指導士というのは、製造販売の事業者と消費者を繋ぐパイプ役としてとても有効なものだと考えている。この講習会で食品保健指導士を増やし、少しでも健康食品の正しい使い方を伝道してくれる人を増やしたいというのが協会の願いである。以前、会社の新入社員とかコールセンターの人達に受講してもらうという事もあったがこれも年々減少している。会社での受講人数が多い場合は割引制度も取り入れているので、これについても、是非、紹介をしていただきたいと思っている。

また、様々な物価の上昇を受け、協会の事業を実施していく上で、協会で行っている各種サービスの価格について物価上昇分を転嫁することも検討していかなければならないと考えているので、その際にはまた報告をさせてもらうが、理事の方々に理解、協力をお願いしたい。

最後に、協会では実務研修生制度というものを実施している。現在6名の人に実務研修生として企業等から来てもらっている。機能性食品部のSRや事前点検等について4名、それから栄養食品部の特別用途食品について2名で実施してもらっているが、機能性食品部でPRISMA2020の対応が増えて来て、人手が足りなくなり事業者への対応支援が間に合わなくなって来ている。この制度についても理事の方々に協力をいただきたく声掛けをお願いしたい。実務研修制度については、企業と協会の双方に利益がなければならないが、今来てもらっている企業からは、社員のレベルが上がったとか協会の考え方や業界、消費者庁の動きがわかったという言葉ももらっている。大まかな概要は、実務研修期間は1年を基本とし、研修になるので人件費は企業負担、出張等の旅費については協会が負担する。また、企業での業務については状況により臨機応変に対応してもらっているということになっている。守秘義務について誓約書を出していただき厳しく守っている。事務局、また担当部の部長に相談をもらえれば即時対応するのでよろしくお願いしたい。

理事長： フレイル予防産業の今の動きについて報告をさせていただく。2024年度事業報告書にも記載をしているが、一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会が一般社団法人としての手続きが終わり、いよいよ6月25日に設立及び事業説明会が行われるという動きになっている。医療経済研究・社会保険福祉協会（社福協）が事務局をしており、そ

ここで記者発表があるが、私も設立準備に協力させてもらった関係で同席をさせてもらう。今後、いろいろな事業を行っていくが、私ども協会も食品表示の専門家として協力をさせていただければと考えている。

#### 非常勤理事に対する報酬支給

総務部長より資料に基づき説明があった。非常勤理事に対する報酬支給については、理事会出席以外の協会業務お願いした場合、理事会に報告することとなっており、以下理事4名について報告があった。

#### ・非常勤理事に対する報酬支給額

関口副理事長	報酬支給1回	報酬額	15,000円
阿南理事	報酬支給1回	報酬額	15,000円
大野理事	報酬支給2回	報酬額	30,000円
福山理事	報酬支給1回	報酬額	20,000円

以上をもって本日の通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、16時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。